堀江•猫実元町中央地区

## 第5回「防災まちづくりルールの勉強会」

平成31年2月16日(土)

### 本日の進め方

### 第1部:地区の目標と方針 10:05~10:45

- 1. 第4回勉強会の振り返り
- 2. 地区の目標と方針の確認(全体協議)

### 第2部:今後の取り組みの進め方10:45~11:15

- 1. 今後の取り組み課題に関する意見の整理
- 2. 他地区における住民主体の取り組み事例の紹介

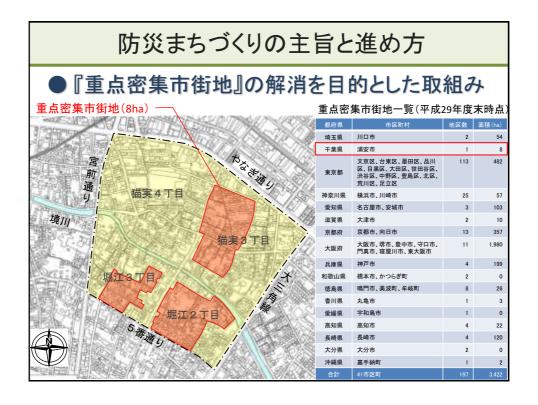
【休 憩】

### 第3部:今後の取り組み方針の検討・確認

11:20~12:20

- 1. グループワーク
- 2. グループ発表
- 3. 今後の取り組み方針の確認(全体協議)

## <u>第4回勉強会の振り返り</u>



### 重点密集市街地とは・・・

- ○正式には、「地震時等に著しく危険な密集市街地」
- ○密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震 時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞によ る地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安 全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地

#### 簡単に言えば・・・

#### 【現状】

- ✓古い建物が多い
- ✓ 建て詰まっている
- ✓道路が狭い

#### 【地震時には】

- 地震で建物が倒壊しやすい
- 倒壊した建物で道路が塞がりやすい
- 出火したら、大火災になりやすい
- 消防活動がしにくい
- 安全な場所に避難がしにくい

だから、重点的な改善が必要な地区

## 防災まちづくりの主旨と進め方

- 『防災まちづくり方針』に基づく3つの取組み
- 1. 先行プロジェクトの推進
  - 〇新中通り(A地区)の整備
  - 〇新橋周辺広場・境川沿い遊歩道の整備

### 2. 防災街区整備地区計画の策定

- ○道路、公園・広場の整備
- ○建築物(新築時の不燃化等)のルール

勉強会の メインテーマ

昨年度に引き続き事業推進

実際の整備に向けて

### 3. 街区プランの作成

〇未接道宅地での建替え、避難経路確保等

具体的な 整備計画を 順次検討

### 地区計画とは

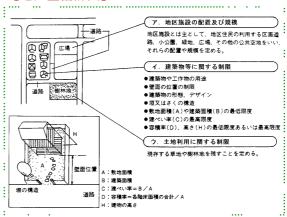
良好な住宅地環境の保全や防災性の向上、魅力的な街並み形成等のために、 地域住民・地権者の発意・提案に基づいて市が決定する都市計画上のルール

#### 【地区計画の方針】

- ア. 地区計画の目標
- イ. 土地利用の方針
- . ウ. 地区施設の整備方針
- : エ. 建築物等の整備方針 .
- : オ. その他、当該地区の ・ 整備、開発及び保全の : ・ 方針

.... .....

#### 【地区整備計画】



### 地区計画の種類

- 地区計画
  - (一般型)・・・・・・・良好なまちづくりを推進
  - 再開発等促進区・・土地の高度利用と都市機能の増進
  - 開発整備促進区・・商業・業務等の利便の増進
  - 誘導容積型・・・・・容積率を2段階に定め道路整備促進
  - 容積適正配分型・・地区内で容積をきめ細かく配分
  - 高度利用型・・・・・土地の高度利用と有効空地の確保
  - 用途別容積型・・・・住宅について容積率を緩和
  - 街並み誘導型・・・・建築物の配列等を一体的に整える
  - 立体道路型・・・・・道路と一体となる市街地環境の維持
- 集落地区計画(営農条件と調和した居住環境確保)

これを中心 に検討!

- 沿道地区計画(道路交通騒音による障害の防止)
- 防災街区整備地区計画(災害時における延焼防止、避難路確保等)
- 歴史的風致維持向上地区計画(歴史的建造物の利活用・保全)

### 防災まちづくりの主旨と進め方

### ● 勉強会の開催予定

8月18日 第1回勉強会 『ガイダンス』

- 地区計画って何だろう?
- この地区に必要なルール・防災対策は?

【情報提供】水害対策の現状について

10月28日 第2回勉強会 『地区防災施設と、建物の不燃化』

・道路、公園・広場の整備と不燃化の考え方

【情報提供】延焼シミュレーションの紹介

12月1日 第3回勉強会 『敷地規模、壁面の位置、建物の高さ』

・この地区に相応しい建て方とは?

1月19日 第4回勉強会 『建築の用途、ブロック塀の制限など』

・日常の快適性や避難の安全を守るために

2月16日 第5回勉強会 『地区の目標と方針』

将来のまちのイメージを整理すると?

\*この予定は、勉強会での検討内容を制限するものではありません。(変更も可)

### 「第4回勉強会」で出された主な意見

### 《テーマ:建物の用途、ブロック塀等の制限》

- 1. 建物用途:商店街の面影を残しつつ、住宅地に相応しい用途
  - 住宅地化しているが商店街としての面影は残したい(店舗を誘導)
  - 風俗営業(パチンコ店等)はいらない
  - 猫実4丁目の「商業地域」と「第一種住居地域」の隣接が問題
  - 民泊、ワンルーム対策が課題

#### 2. ブロック塀等の制限

- (1)基本は塀やフェンスがない街並み
  - 商店街沿い:ブロック塀はNG
  - その他:ブロック塀の高さは60cm以下(上部はフェンスや低い植栽)
  - 生け垣は邪魔になる可能性がある
  - 駐車場はフェンスや植栽で隠す

#### (2)建物をセットバック(道路から後退)

- セットバック部分を公開空地として歩行者空間を確保
- 自動販売機の設置制限

## 「第4回勉強会」で出された主な意見

#### 3. 道路整備

- 猫実地区のみなと線以南(小学校~記念橋)の道路整備が緊急課題
- 通過交通抑制のため、細街路拡幅後の通行制限が必要
- 民間敷地の通り抜け確保(緊急避難路整備)

#### 4. 今後の検討課題

- (1) 今後は住宅・マンションが増えるので高さ制限が必要
- (2)既存ブロック塀の早期撤収
  - 行政の事業として、上部を切ってフェンスに改修
  - 改修助成
- (3)商店街の面影を残すために「街並みガイドライン」を作成したい
- (4)まちづくり活動のPR
  - 中町・新町の住民や、市議会議員等にも取り組みを知って欲しい

## 地区の目標と方針

### これまでの意見の整理

- 1. 地区の目標: 災害に強い快適な住宅地の形成
- 2. 地区防災施設・地区施設:主要な避難路・広場等の位置づけ
- 3. 建築物等の制限
  - (1)構造の制限:地区の防災性向上のために建築物を不燃化
  - (2) 用途の制限: 住宅と店舗が共存する良好な住宅地の保全
  - (3)敷地面積の最低限度:宅地開発における敷地の細分化の制限
  - (4)高さの制限: 戸建て住宅の街並みと水害対策に配慮した高さの制限
  - (5)壁面の制限:道路沿いの壁面の後退と工作物の設置制限
  - (6) 形態・意匠の制限: 別途、ガイドラインを作成
  - (7)垣・柵の制限:基本は塀やフェンスがない街並み
  - (8)その他:地域の緑化の推進

### 地区の目標

#### (1)地区の目標

#### 《漁師町の面影を残しつつ、災害に強い快適な住宅地の形成を目指す》

- 既存の市街地構造や地域制限を活かし、最低限の基盤整備を行う。
- 未接道敷地の解消や細街路の拡幅整備を進め、建築物を不燃化する。
- 身近な道路や広場、民間敷地の通り抜けなどを活用して多様な避難 ルートを確保し、災害時に避難しやすい環境を形成する。
- 水害時に避難ビルとなり得る建築物の建築を誘導する。

#### (2)土地利用の基本方針

#### 《住宅地区》

● 未接道敷地の解消や細街路の拡幅整備を進め、災害に強く、快適な 住環境の低層住宅を中心とした市街地を形成する。

#### 《商店街地区》

● 商店街としての街並みを維持し、住宅と店舗が共存する中低層の賑わいのある市街地を形成する。

## 地区防災施設 地区施設

#### (1)地区防災施設

災害時の延焼抑制や主要な避難路として期待される「新中通り」「みなと線」「5番通り」を位置づけ、沿道建物との一体的な整備を図る。

#### (2)地区施設

地区の歴史的な骨格道路である「フラワー通り」「庚申通り」の ほか、主要な既存道路や新た に整備する防災避難路・広場 を位置づけ、地域コミュニティ の活性化に活用する。



#### (1)構造の制限

#### 《地区の防災性向上のために建築物を不燃化する》

- 地区全域に、新築時の不燃化のルールを設定する。
- 骨格道路沿道や未接道敷地の短期的・重点的な不燃化を目指す。
- 歴史的建造物や陣頭の景観上重要な建築物は適用除外とする。
- 別途、不燃化促進の助成制度の創設を検討する。

#### 《確認事項》

- □ 地区全域を対象に不燃化のルール(適用除外あり)を設定して良いか。
- □ 地区防災道路(骨格施設)沿道に、次の制限を設定して良いか。
  - 高さの最低限度(5m以上)
  - 間口率の制限(70%以上)

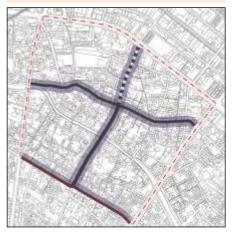
## 建築物等の制限

#### ■地区全域の不燃化



地区全域を対象に、新たに建築する 建築物は「耐火建築物」または「準耐 火建築物」に制限する。

#### ■地区防災施設沿道の重点不燃化



左記制限に加え、地区防災施設沿道 を対象に「高さの最低限度(5m)」と 「間口率の制限(70%以上)」を設定。

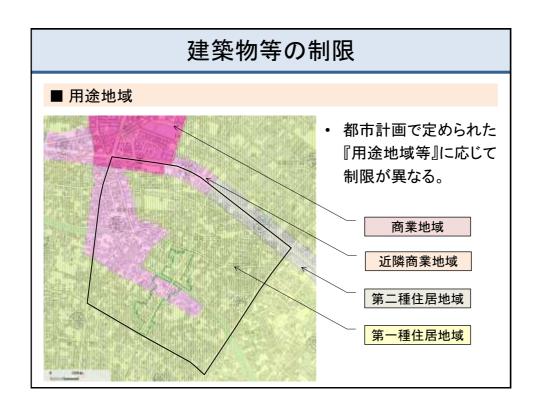
#### (2)用途の制限

#### 《住宅と店舗が共存する良好な環境を保全する》

- 商店街と住宅地の区分は、今後も維持する。
- 風俗営業の店舗立地を制限する。
- ●「商業地域」と「第一種住居地域」の隣接問題を解消する。
- 民泊、ワンルームマンション対策等が今後の検討課題。

#### 《確認事項》

- □ 商店街への店舗立地を積極的に誘導するか。
- □ 風俗営業の制限は、地区全域を対象としてよいか。
- □ 今後の「商業地域」の扱いをどう考えるか。
- □ 民泊、ワンルーム対策の具体的な検討を行うか。



#### (3)敷地面積の最低限度

#### 《宅地開発における敷地面積の細分化を制限する》

● 一定規模以下の敷地分割を規制する。

《確認事項》 ロこの地区に相応しい宅地規模はどのくらいか。

#### (4)高さの制限

#### 《戸建て住宅の街並みと水害対策に配慮した高さ制限》

- 住宅地:2~3階建ての戸建て住宅を想定した高さ制限。
- 商店街:あまり高くなり過ぎないよう最高高さを制限(現状7階建て)。水害時の「避難ビル」建設を想定し、最低高さも設定。

《確認事項》 ロ 具体的に、どのくらいの高さ設定が適当か。

### 建築物等の制限

#### ■ 近年の街並みの変化



住宅地では、3階建ての戸建て住宅が増えてきている。



商店街では、中層のマンション建設が見られ始めている。

#### (5)壁面の位置

#### 《道路沿いの壁面の後退と工作物の設置制限》

- 道路沿いは建物をセットバックして、後退部分を歩行空間として活用。
- 後退部分への工作物(門、塀、自販機など)の設置を制限。

- 《確認事項》 □ 具体的には、どの道路を対象とするべきか。
  - □ 隣地間の後退はルール化しなくて良いか。

#### (6)形態・意匠の制限

#### 《別途、ガイドラインを作成》

● 商店街の面影を残すために「街並みガイドライン」を作成する。

《確認事項》 ロ 地区計画では、何も決めなくて良いか。

### 建築物等の制限

#### ■ 壁面後退のイメージ

住宅地





商店街



#### (7)垣・柵の制限

#### 《基本は塀やフェンスがない街並み》

- 商店街沿い:ブロック塀の設置を禁止する。
- その他の道路沿い:ブロック塀は高さ60cm以下。 上部はフェンスや低い植栽とする。
- 駐車場はフェンスや植栽で隠す。
- 生け垣は邪魔になる可能性があるので推奨しない。

《確認事項》 ロ 隣地側の垣・柵の設置は制限しなくて良いか。

(8)その他:地域の緑化の推進

《確認事項》 ロ 具体的にはどのような緑化を目指すか。

## 今後の取り組みの進め方

### 今後の取り組みに関する意見の整理

#### 1. 地区計画の個別ルールに関する詳細検討

- 用途の制限(具体的な用途制限の内容)
- 敷地面積の最低限度(地区に相応しい敷地面積は何㎡くらいか)
- 高さの制限(地区に相応しい建築物の高さは何mくらいか)
- 壁面の位置の制限(道路から何cm後退すれば良いかなど)

#### 2. 地域の防災体制・設備の整備

- 災害時の避難計画の作成・周知(避難ルート、避難先、小学校の位置づけなど)
- 水害時の避難ビルの確保・建設誘導(共同住宅への建て替えの促進など)
- 地域の防災拠点の位置づけ(お寺、神社、自治会館、身近な広場など)
- 備蓄倉庫、トイレの設置、水の確保(地下水、下水道の整備、井戸の活用など)
- 防災サインの設置

### 今後の取り組みに関する意見の整理

#### 3. すぐにできそうな整備課題への具体的な取り組み

- 通行の支障となる電柱・標識等の移設(側溝の回り込み)
- 見通しの確保(街灯・ブロック塀の改善)
- 民間敷地の通り抜け確保(緊急避難路整備)

#### 4. 道路・広場整備等の具体的な検討・推進

- 狭隘道路の拡幅整備(重点的に拡幅すべき細街路の集中整備)
- 市有地の活用などによる避難路・広場等の整備(日常の通行規制)
- 食い違い交差点の解消
- 無電柱化の検討

### 今後の取り組みに関する意見の整理

#### 5. 老朽建築物の建て替え促進と街並み形成への取り組み

- 街並みガイドラインの作成
- 未接道敷地での建て替え手法の検討・提案
- 古い木造空き家の撤去

#### 6. 行政への提案・要望

- 建築物の不燃化やブロック塀の改善策等にかかる助成制度の創設
- 相談窓口の設置

#### 7. PR活動

- 検討会への参加呼びかけ
- 地区住民への生け垣助成等の情報周知
- 中町、新町、議員等へのPR(理解と協力の要請)

### 他地区における住民主体の取り組み事例

## 墨田区一寺言問地区(S60~)

住民主体のまちづくり活動の先駆け 防災まちづくりにアートを取り込み、外部の若い人材を招き入れながら 現在も活動を継続中

## 葛飾区堀切地区(H18~)

防災だけでなく地域活性化にも精力的に取り組み、 住民主導で地区計画の策定やまちづくり事業の導入を果たした地区 現在は駅前の再整備等に取り組み中

## 一寺言問地区





## 一寺言問地区

■防災まちづくり事業の導入による大規模再開発への懸念



## 一寺言問地区

■住民有志がイベントを実施して防災まちづくりを呼びかけ、 地元6町会とともにまちづくり組織(一言会)を結成



防災イベント「一言祭」



「一言会」の組織体制

### 一寺言問地区

■住民による計画作成・提案(地域の生活に根差した内容)



← 住民が提案した計画を、そのまま行政用語に 置き換えて地区の整備計画が策定された

↓ まちづくりニュースも住民が編集・発行



## 整備計画(1) 平成4年改正

#### 【計画の目標】

- ①延焼遮断帯の整備
- ②地区環境の防災性能の向上
- ③防災コミュニティの形成

#### 【地区の将来像】

- ①高齢者が住みやすく、若者も住みたくなり、子供たちにも楽しいまち
- ②近所づきあいのよさを受けついだ、まとまりのあるまち
- ③地元の産業が活発な、賑わいのあるまち
- ④緑が豊かで、四季の変化を感じさせるまち
- ⑤人が訪れてきたくなるような魅力的なまち
- ⑥災害時に逃げないですむ安全で住みよいまち





## 整備計画(4) 平成4年改正



## 整備計画(5) 平成4年改正

#### その他

#### 8.防火用水の整備

災害時に住民が誰でも、容易に使える防火用水として、簡易水槽を地区内のオープンスペースや、一般家庭に設置をすすめる。簡易水槽には、「路地尊」や簡易ポンプなどを取り付け、日常的使用を通じて初期消火に役立つものにしていく。 また、水槽の水源として、雨水を集水し、雨水の有効利用を図る。

#### 9.防災まちづくりの活動の推進

「一言会」が、地区住民による防災まちづくりの推進組織として自主的に運営できるように、その活動を支援していくと共に、住民の自主性の強化を図る。

#### 10.防災活動の態勢づくり

災害時に既設の防災市民組織が互いに協力しあい、円滑な防災活動ができるような態勢づくりを推進する。推進にあたっては、態勢づくりの中心になる地域防災活動拠点会議の運営に協力し、防災活動のプログラム化や防災訓練の実施等を援助していく。

## 一寺言問地区

■住民有志(わいわい会)を中心とした活動



わいわい会と地元町会で 担当理事会を設置して、 個別プロジェクトを推進



住民の発案で「路地尊」を開発 「路地尊」本体は掲示板を兼ねた「路地の安全を 守るシステム」で、地下には雨水タンクを備える

## 一寺言問地区

■下町の暮らしと景観に配慮した道路・広場等の整備



旧墨堤之道



百花園通り



三とも通り



防災小緑地 向島有季園



リサイクル広場 会古路地



商店街小広場 はとほっと

### 一寺言問地区

■平成8年3月にまちづくり事業が終了 その最終成果として"まちづくり広場"と"集会所"を整備



### 一寺言問地区

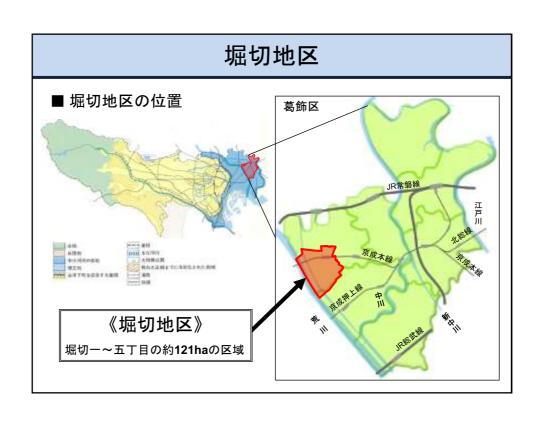
- ■事業終了後も、住民の主体的な取り組みが続く
  - 『一寺言問集会所』を拠点に、住民が主体的なまちづくり活動を開始
    - 〇広場や路地尊等の整備物の維持管理
    - 〇防災まちづくり瓦版の発行
    - 〇一言会の運営(事務局作業)も全て住民が担う

他の様々なまちづくり団体と連携し、防災に限らず様々な課題に取り組み

### 住民による地域運営・管理を実践

現在は・・・ NPO法人向島学会などと連携し、外部協力も得ながら

○イザ!カエルキャラバンの開催(子ども向け防災ワークショップ) ○路地普請(民間敷地の通り抜け確保) などの活動を実施





【第1期:堀切地区まちづくり構想の検討・提案】

- ・ 平成 16 年 4 月 国土交通省が「京成本線荒川橋梁架替事業」を発表
- ・ 平成 18 年 8 月 「堀切地区まちづくり検討協議会」を発足

橋梁架替事業を機会に住民自らが地域のまちづくりに取り組もう!

- ・ 地元8町会長と6商店会長により構成
- ・ 下部組織として、住民有志の作業部会「堀切地区まちづくり勉強会」を設置
- ・ 平成 19 年 「堀切地区まちづくり構想」の検討開始

3つのテーマで、まちづくりの取り組み方針を検討・提案

- > 災害に強いまちづくり
- ▶ 地域活性化まちづくり
- ▶ 橋梁架替とまちづくり
- 平成22年4月 「堀切地区まちづくり構想」を区へ提案

### 堀切地区

■ 堀切地区まちづくり構想

### まちづくりの理念(合言葉)

### 誰もが、堀切の魅力を楽しみ、 住み続けられるまちづくり



- ●堀切の「暮らしやすさ」や「暮らしの楽しさ」につながるまちづくりを!
- ●災害が起こっても「暮らし続けられる」強さを高めるまちづくりを!
- ●地域の人々が暮らし続けながら(追い出されることなく)取組むまちづくりを!

■ 堀切地区まちづくり構想

### まちの将来像

### まちづくりへの取り組み方

生まれたときからお年寄りになって も、誰もが地域の中でつながりやい きがいを持って暮らし続けられるま ち

今の堀切のまちの魅力の強化・継承 とまちの改善の両立を図りながら、 まちづくりに取り組みます。

地域の自然、歴史、文化など、誰もが今ある魅力を楽しめるまち

行政と協働でまちづくいに 取り組みます。

災害による被害を受けにくく、誰も が安全・安心に住み続けられる、生 き残れるまち

住民が主体的に関わるまちづくいに 取り組みます。

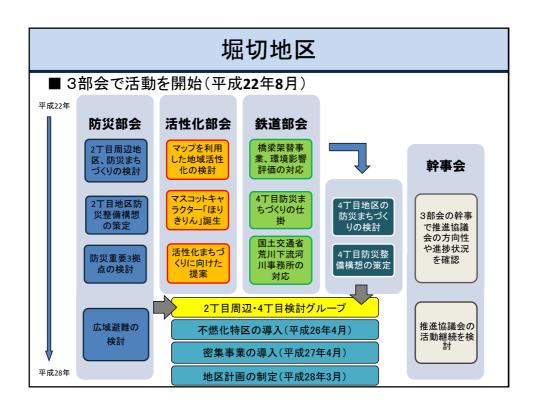
### 堀切地区

【第2期:構想の実現へ向けた事業導入等への取り組み】

・ 平成22年8月 「堀切地区まちづくり推進協議会」へ改組

検討協議会と勉強会を一本化し、3部会による積極的な推進体制へ

- ▶ 地域活性化まちづくり検討部会(活性化部会)計 50回開催
- ▶ 防災まちづくり検討部会(防災部会):計41回開催
- ▶ (仮称) 鉄道高架化推進部会(鉄道部会)計 29回開催
- ・ 平成22年9月 「堀切二丁目周辺地区防災まちづくり整備構想」の検討開始(防災部会) 地域活性化モデルプロジェクト「マップづくり」を開始(活性化部会)
- ・ 平成22年11月 橋梁架替事業環境影響評価調査計画書への意見書提出 国土交通省荒川下流河川事務所への協力要請
- ・ 平成23年3月 地元住民へ呼びかけて堀切四丁目への事業導入の検討開始(鉄道部会)





■ 構想実現に向けた取り組み(防災まちづくり)

#### 防災まちづくり整備構想

≪まちづくりの理念≫

誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり



## 実現するために

■防災性の向上の緊急性が高い「堀切二丁目周辺地区」を対象に、整備の方向性を示したもの



■「堀切二丁目周辺地区」の防災道路、建物、公園・広場等の整備のポイントをまとめたもの



■堀切で、今後、新たに「堀切型防災まちづくり」に 取り組む際の手引書として活用するもの

#### 防災効果が高い整備を優先

《平成19年時点の整備イメージ》

「防災活動」の視点から整備路線を選定

SERVICE OF THE PROPERTY OF THE

《防災まちづくり整備構想の整備路線(案)》 「消防活動困難区域」の解消(出火防止) 住民が立ち退かずに整備できる路線



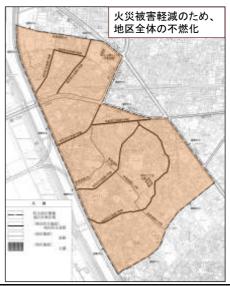
### 堀切地区

#### 延焼遮断から地区全体の不燃化へ



当初は、 「防災街区整備地区計画作成技術指針」 に基づく、特定地区防災施設の考え方





#### オープンスペースの確保の重視

	堀切1 丁目	堀切2 丁目	堀切3 丁目	堀切4 丁目	堀切5 丁目	全体
公園 面積 (m)	1912	11227	940	2998	463	17540
人口	4280	5626	3074	3765	2807	19552
1人あ たり公 園面 積(m)	0.4	2.0 菖蒲園含 む	0.3	0.8	0.2	0.9

- 1人当たりの公園面積
- ·葛飾区全体:4.1㎡/人
- 堀切地区 :0.9㎡/人

特に不足する区域の公園等の確保が課題

#### ■整備課題(たたき台)

- ①地区全体で不足する公園・広場を確保する
- ②特に不足する区域等において公園・広場の重点的に確保する
- ③既存の公園・広場の防災機能を強化する

### 堀切地区

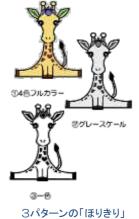
■ 構想実現に向けた取り組み(地域活性化まちづくり)

### 堀切のマスコットキャラクター「ほりきりん」の誕生と 活用ルールの制定

☆堀切のシンボルとしてのキャラクターを提案。 ☆様々な用途に使いやすい「ほりきりん」の パターンを作成し、無償で提供を制定。 ☆区内で「ほりきりん」を活用の促進活動を行う。







②受領証が発行されます

#### 商店会では「ほいきいん」の着ぐるみも作成(平成25年3月)



菖蒲まつりをはじめ各種イベントで活躍し、平成27年3月に、 葛飾区長から葛飾協働まちづくり表彰を受けました。

### 堀切地区

■ 構想実現に向けた取り組み(橋梁架替事業に伴うまちづくり)

### 国土交通省荒川下流河川事務所への構想説明

- ●日時:平成22年11月30日 午後2時~3時
- ●会場:国土交通省荒川下流 河川事務所 会議室
- ●出席者:21名
  - •国:担当課長以下4名
  - ·協議会:会長以下11名 事務局6名
- ●堀切地区まちづくり構想を各部会から説明し、橋梁架替事業等におけるまちづくりへの協力を依頼した。



#### 【国土交通省のコメント】

- ・まちの思いを知り方向性がわかりやすくなった。
- ・地域の意向を極力反映できるよう、関係機関と も調整してよい方向に持っていきたい。
- ・今後も、意見交換を継続していきたい。





#### 【第3期:新たな取り組みの検討】

- □ 平成 25 年 事業導入後へ向けた新たな取り組みの検討
  - 3部会それぞれの検討を開始
  - ・ 4月:地域活性化に向けた新たな取り組みの検討開始(活性化部会)
  - 5月:防災拠点づくりに向けた検討を開始(防災部会)
  - ・ 5月:駅周辺への取り組み体制を検討(鉄道部会)
- □ 平成 26 年 4 月 堀切二丁目周辺・四丁目地区に「不燃化特区支援制度」が導入される
- □ 平成26年 3部会体制から新たな体制への移行に向けた提案・記録の作成

#### 3部会それぞれの検討・取り組み成果のまとめ

- 7月:堀切地区の活性化まちづくりに向けた提案のまとめ(活性化部会)
- 11月:防災上重要な3拠点の位置付け調査結果まとめ(防災部会)
- 3月:「京成本線荒川橋梁架替事業」への対応の記録のまとめ(鉄道部会)

### 堀切地区

### 推進協議会の新たな取り組みの検討

- 事業導入による変化
  - 参加者の意識の変化(部会の活動休止、次の活動テーマ・目標)
  - 区の支援体制の変更、縮小の可能性
- 推進協議会の活動は継続したい希望
  - 地域の問題を議論する場の必要性・重要性
- 新体制・新活動テーマの必要性
  - 3部会による活動の見直し
  - 住民主体の運営体制への移行(自立した活動)
  - 「まちづくり構想」の重要テーマへの挑戦

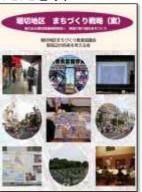
### 推進協議会の新たな取り組みの開始

- 新しいプロジェクトの立上げ(平成27年10月~)
  - まちづくり構想の重要テーマに挑戦する
  - 魅力ある駅周辺にするにはどうしたらよいか?
  - 名称「駅周辺の将来を考える会」で活動を開始
- 住民事務局による運営体制へ移行(平成28年7月)
  - 町会・自治会長(8名)と事務局員(9名)と一般会員の組織
  - プロジェクトの運営、進捗
  - 全体会(年2回)の開催
  - まちづくりニュース(年2回)の発行
  - 菖蒲まつり(6月)、大凧揚げ大会(1月)でのPR活動
- 堀切地区まちづくり戦略(案)の制定(平成29年8月)
  - 「駅周辺の将来を考える会」の検討結果をまとめた提案
  - 町会、商店会への説明会と意見交換を実施中

### 堀切地区

### 堀切地区 まちづくり戦略(案)とは

- 堀切菖蒲園駅周辺地域のまちづくりのたたき台
- 堀切地域の現状と将来を分析して
  - 住みやすく魅力ある駅周辺の「環境整備」
  - 賑わいを創出する「人の流れをデザイン」 の両面についての考え方をまとめた提案書



目標達成をめざして活動を継続中

### 地域のイベントでの活動例

- ■「大凧揚げ大会」・「菖蒲まつり」で活動 私達の活動を地域住民の方々に知ってもらう 活動例をパネル化して展示 終了後は地区センターに展示
- 活動に関連する内容のアンケートを実施 地域住民の方々との会話 まちづくりの関心度を把握









### 堀切地区

## 大凧揚げ大会(1月12日)の活動









# <u>今後の取り組み方針の検討・確認</u> (グループワーク)

### 【今後の行政の取り組み】

- □ 先行プロジェクトの推進(A地区、新橋周辺広場+境川沿い遊歩道)
- □ 地区計画の策定に向けた詳細調査(市街地現況、アンケートなど)

### 【地域では、どのような取り組みを進めるか?】

- ① 各自、自己紹介をしてから始める。
- ② 町丁目ごとの事情を踏まえて、次の3つについて話し合う。
- 取り組みの優先順位(今後の取り組みに関する意見を基に)
- 取り組み体制(地区全体、町丁目単位、関係者で協議など)
- まちづくり組織の必要性とイメージ
- ③ 結果を模造紙に整理する。(表現方法は自由)
- ④ 協議が一通り済んだら、グループごとに出された意見を発表。

#### 《重要》ワークショップの約束事

- ① 各グループでそれぞれ自己紹介をしてから始める
- ②必ず、一人ひとつは意見を出す
- ③ ほかの人の意見を否定しない(ほかの人の意見を聞く)
- ④ 発言は簡潔に (一人で長く話さない)
- ⑤ ファシリテーター (進行役) の進行に従う